

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：江北町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８７．３％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９９．３％
全職員	６０．８％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	１０２．１％
本庁課長補佐相当職	１０２．７％
本庁係長相当職	９６．０％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	０％
３１～３５年	１０１．３％
２６～３０年	１００．０％
２１～２５年	９３．９％
１６～２０年	９４．６％
１１～１５年	６９．５％
６～１０年	９６．８％
１～５年	８２．３％

【説明欄】

- ・「全職員」区分において女性の全職員のうち会計年度任用職員が約６０．３％を占めていることから割合が下がっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当する職員がいないため記載なし。
- ・指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- ・「１１～１５年」の区分において、女性職員において育児部分休業や育児休業取得者の割合が高いことから割合が下がっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。